

プレスリリース [令和3年12月1日]

(計2枚)

人権週間及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間に おける街頭啓発活動について

人権週間（12月4日～12月10日）及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～12月16日）を迎えるにあたり、法務大臣の委嘱を受けた人権擁護委員が街頭啓発活動（啓発物品の配布等）を実施し、市民に人権の大切さを啓発しますので、取材方よろしくお願ひします。

1 日時

令和3年12月10日（金） 13時30分から14時30分まで（予定）

2 実施主体

小松人権擁護委員協議会加賀部会

部会長 篠原 直美 ほか人権擁護委員 14名

3 実施場所

次のとおり、3グループに分かれて実施

アビオシティ加賀店、イオン加賀の里店、マルエー山中店

本件へのお問合せ先
加賀市総務部行政まちづくり課
担当：北出、稲津 TEL 0761-72-7801

人権週間及び北朝鮮人権侵害問題啓発週間について

1 人権週間

国際連合は、昭和 23 年(1948 年)第 3 回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和 25 年(1950 年)第 5 回総会において、世界人権宣言が採択された 12 月 10 日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言が採択された翌年の昭和 24 年から毎年 12 月 10 日の人権デーを最終日とする 1 週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年 6 月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から同月 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

この啓発週間に合わせ、国と地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めることとなっています。